

防災あいずみ

平成 28 年 4 月 15 日発行 第 12 号

発行元：藍住町総務課危機管理室

電話 637-3111

石巻市防災シンポジウムに参加しました！

3月6日、本町と災害時応援協定を締結している宮城県石巻市の防災シンポジウムに危機管理室職員が参加しました。シンポジウム前日は石巻市職員の案内で東日本大震災の被災地区を視察したほか、現在の復興状況や防災対策の説明を受けました。市の中心部に位置する日和山から被害が大きかった海側を見ると、かつて家が建ち並んでいた場所はすべて空き地となり、雑草が茂る殺伐とした風景に変わっていました。



東北地方に大きな爪痕を残した東日本大震災から早5年目を迎えましたが、今もなお復興への道は遠いと感じました。

シンポジウムでの小中学生の発表では、平常時から災害時における自分たちの役割を考えているなど、子どもたちの防災意識の高さに驚き、防災教育の重要性を改めて認識しました。一方、自主防災組織の発表では、震災から5年が経過したことで、防災意識が低下し、防災訓練の参加率が減少の傾向にあるなど、現在抱えている多くの課題や問題についての説明を受けました。

また専修大学の矢根教授の基調講演では今まで言われてきた防災の常識にとらわれることなく、合理的な考えに基づき防災に取り組む必要があることを学びました。

自然災害は完全に防ぐことはできません。しかし、住民の皆さん一人一人が高い意識で防災・減災に取り組めば被害を最小限にすることは可能です。御家族や御近所、勤め先などで今一度、防災・減災の取り組みについて話し合われてはどうでしょうか。



(新たに整備された津波避難タワー)



(日和山から見た被災地の風景)

自宅の耐震性を把握しましょう！

住宅の耐震基準は建築基準法で定められていますが、これまで大地震のたびに同法は改正され、耐震基準の見直しが行われてきました。直近では平成 12 年 5 月に法改正が行われており、それ以前に着工された木造住宅は一般的に耐震性が低いとされています。

木造住宅の耐震性の有無を確認するには耐震診断が必要です。自宅の耐震性を確認し、必要に応じて耐震改修工事などを実施しましょう。

町では診断結果が悪く、耐震性の低い木造住宅の耐震化を応援するため、耐震工事費用の助成を行っています。また、1 人でも多くの世帯に住宅の耐震化を行っていただけるよう、平成 28 年度から以下 2 点の補助制度の改善を行いました。

1 委任払い制度の導入

工事完了後に町から業者へ補助金を交付します。

※施主が用意する費用は、工事費用から町補助金を差し引いた金額のみで済みます。

2 新事業（耐震シェルター普及推進モデル事業）の創設

65 歳以上の高齢者のみの世帯が行う耐震シェルターの設置工事にかかる費用を助成します。

◆耐震シェルターとは？

耐震シェルターは、「住宅内部に木材等で強固な箱形の空間を作り、局所的な安全空間を確保するもの」、「地震によって家屋が倒壊しても、局所的に生存空間を確保し、揺れが収まり次第避難する。また、救助が来るまでとどまっていられる場所を確保できるもの」とされています。同時に木造住宅においての「セーフティネット」としての機能を有しており、様々な理由により本格的な耐震改修に取り組めない方、災害時に自力では避難が困難な方々を地震災害から守るための装置です。

耐震シェルターは費用面において有利な補助制度となっています。



例えば……

耐震シェルター普及推進モデル事業を活用し、100 万円の工事をした場合

$$\begin{array}{rcl} \langle \text{工事費} \rangle & & \langle \text{補助金} \rangle & & \langle \text{自己負担額} \rangle \\ 100 \text{ 万円} & - & 80 \text{ 万円} & = & 20 \text{ 万円} \end{array}$$

このように、施主が用意する費用は 20 万円で済みます。

◆補助制度の概要

耐震診断を受診後に、下記の4つの事業の中から1つ選択してください。

	(新事業) 耐震シェルター普及推進モデル事業	耐震改修支援事業	住まいの安全・安心なリフォーム支援事業	住替え支援事業
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年5月31日以前に着工され、現在居住している木造住宅 ○高齢者(65歳以上)のみで構成された世帯が居住している住宅 ○耐震診断の結果が評点1.0未満と判定された住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成12年5月31日以前に着工され、現在居住している木造住宅 ○耐震診断の結果が、評点1.0未満 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成12年5月31日以前に着工され、現在居住している木造住宅 ○耐震診断の結果が、評点1.0未満 	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年5月31日以前に着工され、現在居住している木造住宅 ○耐震診断の結果が評点0.7未満
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ○高さ1.5m以上の全ての家具の固定(必須) ○耐震シェルターの設置工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○高さ1.5m以上の全ての家具の固定(必須) ○評点を1.0以上とする工事 ※耐震改修施工者として徳島県に登録された者が行う工事に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ○高さ1.5m以上の全ての家具の固定(必須) ○評点を現状以上とする工事(持家は0.7、貸家は1.0以上必要) ※耐震改修施工者として徳島県に登録された者が行う工事に限る ○耐震ベッドや耐震シェルターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅のすべてを除却する工事 ※解体業者又は建設業の許可を受けた業者が施工するものに限る
補助金額	工事費用の4/5以内(最高80万円)	工事費用の2/3以内(最高100万円)	工事費用の2/3以内(最高53.3万円)	工事費用の2/5以内(最高30万円)
受付戸数(先着)	5件	10件	10件	10件
受付期限	平成29年1月31日まで			

○耐震診断自己負担金：3千円(長屋は6千円)

※自己負担金は耐震診断時に診断員にお支払いください。

○申込先：藍住町役場総務課危機管理室 電話(637-3111)

防災・避難訓練に参加しましょう！

次回の防災・避難訓練は5月29日(日)に東小学校で開催する予定です。

東小学校が指定避難所となっている方や、東小学校近辺にお住まいの方はぜひ参加してください。訓練の詳細は後日、町ホームページ、広報あいずみ等で皆さんにお知らせする予定です。



防災講座について

危機管理室職員が皆さんのもとに出向き、防災出前講座を実施します。出前講座は夜間、休日でも実施できますので、お気軽に申込みください。また、申込みは自治会や自主防災組織、各種団体、事業所などの単位のほか、個人でも可能です。

ただし、申込みにあたっては次の条件が必要です。

①実施場所は申込者において確保してください。

(集会所、老人憩いの家、会社、自宅、その他公共施設等)

②講座は概ね 10 人以上の参加者でお申込みください。

③申込みは希望日の 10 日前までをお願いします。

※行事等の都合により希望日に実施できない場合は御了承ください。



徳島県地域防災推進員養成研修の受講者募集中！

徳島県では地域の防災活動に行政と協働して取り組む意欲のある方々を対象に、地域防災推進員養成研修を実施しています。

この研修は、地域防災力向上に関する取組み等を積極的に推進できる防災リーダーを養成することを目的とし、防災に関する実践的な知識や技能を習得していただきます。

なお、本研修修了者は、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験資格が得られます。

○日程及び講義内容

月日	曜日	I	II	III	IV	V
		9:30~10:30	10:45~11:45	12:45~13:45	14:00~15:00	15:30~17:00
7月2日	土	開講式 / 防災士とは	地震災害	土砂災害・火山災害	強風・竜巻災害	クロスロードゲーム
7月9日	土	風水害	ライフライン被害	大災害からの復旧・復興	火災	避難所運営訓練
7月10日	日	津波災害	医学と災害	災害医療	被災者の心理ケア	災害図上訓練
7月16日	土	徳島県の水害対策	危機管理とBCP	建物の耐震化	災害ボランティア	ローテク防災術
7月24日	日	(研修予備日)				
7月30日	土	徳島県の南海地震への取組み	地震と気象の情報	南海トラフ地震への備え	修了式	防災士試験

○会場：徳島大学工学部共通講義棟

※応募者多数の場合は別会場での受講となります。

○参加費：無料

※ただし、テキスト代 (3千円)、防災士取得試験受験料 (3千円)、防災士登録料 (5千円) が別途必要となります。

○申込期限：平成 28 年 4 月 27 日 (水)

○申込先：藍住町役場総務課危機管理室 電話 (637-3111)

※研修の全日程を受講できる方に限ります。

※受講者が定員を超えた場合は抽選となる場合があります。

